

海外への派遣（留学、海外研修・出張等）の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断基準に関する申し合わせ

平成28年 2月 12日  
国際戦略推進機構長裁定

**（趣旨）**

**第1条** この要項は、横浜国立大学における国際交流等に伴う危機管理対策要項第4条第2項に基づき、横浜国立大学（以下「本学」という。）における国際交流を推進する過程において発生する危機に迅速かつ的確に対処するために必要な措置として、学生及び教職員の海外への派遣（留学、海外研修・出張等をいう。以下同じ。）の実施、中止、延期、継続及び途中帰国の判断基準（派遣先の国・地域等の事情によるものに限る。）を定めるものとする。

**（判断基準）**

**第2条** 派遣先の国・地域等において特段の事情が生じたときは、学生又は教員が所属する部局等の長は、別表の基準に従い、学生及び教職員の海外への派遣の実施、中止、延期、継続及び途中帰国（以下「実施、中止、延期等」という。）について判断しなければならない。

**附 則**

この申し合わせは、平成28年2月12日から施行する。

【別表】

学生及び教職員の海外への派遣の実施、中止、延期等については、海外における日本人の安全対策の一環として、外務省から提供されている特定の国又は地域の治安や安全性に関する情報（外務省の海外安全情報に基づく海外安全ホームページ

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>）や、派遣先国・地域の在外公館のWebサイトの情報をもとに判断する。その中でも特に、治安の急速な悪化や災害、騒乱その他の緊急事態が発生したり、発生の可能性が高まったりしていると判断される場合には、当該国又は地域の治安状況等を4段階の危険度に区分した以下4種類の「危険情報」：

- a) レベル1：十分注意してください。
  - b) レベル2：不要不急の渡航は止めてください。
  - c) レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）
  - d) レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）
- に応じて、対応する。

①「海外危険情報」関連情報の種類等

「危険情報」の種類と安全対策の内容は次のとおりである。

カテゴリー	外務省の危険情報・安全対策の内容	本学の対応
レベル1「十分注意してください。」	その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けるため特別な注意が必要。	実施、継続 ・渡航経路や滞在方法に関する注意喚起
レベル2「不要不急の渡航は止めてください。」	その国・地域への不要不急の渡航は止めて下さい。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとって下さい。	延期若しくは中止 ただし、やむを得ず渡航または継続して滞在させる場合は定期的かつ頻繁な連絡体制を構築するとともに、十分な安全対策を講じる。 ・現地情報の収集・提供
レベル3「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めて下さい。（場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがある。）	中止または途中帰国 ・学生・教職員の安否確認 ・帰国に必要な支援対応 ・危険情報の提供 ・家族への連絡
レベル4「退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」	その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避して下さい。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めて下さい。	中止または即刻帰国 ・学生・教職員の安否確認 ・帰国に必要な支援対応 ・緊急情報提供 ・家族との緊密な連絡 ・必要に応じて対策本部の設置 ・当該者が退避勧告を無視した場合の対応については、その都度関係機関と協議して検討する。

## ②感染症危険情報

「感染症危険情報」の4段階の 카테고리ごとの発出の目安は次のとおりである。

カテゴリー	外務省の発出の目安	本学の対応
レベル1「十分注意してください。」	特定の感染症に対し、国際保健規則（IHR）第49条に規定する緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。	実施、継続 ・渡航経路や滞在方法に関する注意喚起
レベル2「不要不急の渡航は止めてください。」	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、同第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出される場合等。	延期若しくは中止 ただし、やむを得ず渡航または継続して滞在させる場合は定期的かつ頻繁な連絡体制を構築するとともに、十分な安全対策を講じる。 ・現地情報の収集・提供
レベル3「渡航は止めてください。 （渡航中止勧告）」	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、同第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、同条第18条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合等。	中止または途中帰国 ・学生・教職員の安否確認 ・帰国に必要な支援対応 ・危険情報の提供 ・家族への連絡
レベル4「退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、同第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、同条第18条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合で、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。	中止または即刻帰国 ・学生・教職員の安否確認 ・帰国に必要な支援対応 ・緊急情報提供 ・家族との緊密な連絡 ・必要に応じて対策本部の設置 ・当該者が退避勧告を無視した場合の対応については、その都度関係機関と協議して検討する。